

小城市立小中学校空調設備整備事業
公募型プロポーザル募集要項

平成 30 年 6 月 4 日

小城市

【目次】

第1	募集要項の定義	-1-
第2	事業の概要	-1-
1	事業名称	-1-
2	事業の対象	-1-
3	公共施設等の管理者	-1-
4	事業目的	-1-
5	事業方式	-1-
6	提案上限額	-1-
7	事業期間等	-2-
8	事業内容	-2-
第3	応募に関する条件	-2-
1	企業体の構成等	-2-
2	構成員の備えるべき参加資格要件	-3-
3	応募に関する留意事項	-5-
4	スケジュールについて	-6-
5	応募手続き等	-6-
第4	最優秀提案者の選定	-9-
1	選定委員会の設置	-9-
2	最優秀提案者の選定方法	-10-
3	最優秀提案者の決定・公表	-11-
4	事務局	-11-
第5	契約の考え方	-11-
1	契約の手続き	-11-
2	契約の概要	-11-
3	契約金額	-11-
第6	提示条件	-11-
1	事業フレーム	-11-
2	市と選定企業の責任分担	-12-
第7	事業実施に関する事項	-12-
1	市による本事業の実施状況の確認	-12-
2	事業期間中の選定企業と市の関わり	-12-
3	事業の継続が困難となった場合の措置	-12-
第8	その他	-13-
1	情報提供	-13-
添付資料		
	別紙1	-14-
	別紙2	-15-

第1 募集要項の定義

この「小城市立小中学校空調設備整備事業 公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）は、小城市（以下「市」という。）が「小城市立小中学校空調設備整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業の募集に参加しようとする共同企業体（以下「企業体」という。）を対象に配布するものである。

別添資料の、「小城市立小中学校空調設備整備事業 要求水準書」、「小城市立小中学校空調設備整備事業 様式集」、「小城市立小中学校空調設備整備事業 公募型プロポーザル募集 最優秀提案者決定基準」は、募集要項と一体のものとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

小城市立小中学校空調設備整備事業

2 事業の対象

本事業を実施する企業（以下「選定企業」という。）は、別紙1に示す小城市内の小中学校12校（以下「対象校」という。）の別紙2に示す普通教室153教室（以下「対象室」という。）を本事業の対象として、空調設備を設置する。

なお、本事業の対象校及び所在地は、別紙1に示す「本事業の対象校一覧」を参照のこと。

3 公共施設等の管理者

小城市長 江里口 秀次

4 事業目的

本事業は、対象校における空調設備を設置することにより、児童・生徒及び教職員に望ましい学習・生活環境及び就労環境を提供することを目的とする。また、事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで、学校間の公平性を確保し、コスト削減を図ることを目的としている。

5 事業方式

本事業は、民間事業者の新技术などの活用、創意工夫により、コスト縮減、工期短縮を図るため、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として市との契約を締結したうえでプロポーザル提案の内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事監理からなる「設計・施工一括発注方式」により実施する。

6 提案上限額

提案上限額は、440,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案価格は提案上限額を超えないこと。

7 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行う。

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から、平成31年11月29日までとする。ただし、施工完了については平成31年8月31日までとし、以後調整期間とする。

(2) 契約等の締結

ア 仮契約

平成30年11月下旬（予定）。

イ 本契約

平成30年12月上旬（予定）。

8 事業内容

本事業の対象となる業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 空調設備等の設計業務

ア 空調設備等の設計のための事前調査業務

イ 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

なお、対象校の一般平面図及び配置図は市が提供する。

(2) 空調設備等の施工業務

ア 空調設備等の施工のための事前調査業務

イ 空調設備等の施工業務（施工業務には、当該空調設備の導入に伴う、一切の工事（受電設備の整備、配管の整備等）を含む。）

ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、児童・生徒及び職員等への安全確保等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

(3) 空調設備等の工事監理業務

ア 空調設備等の施工に係る工事監理業務

イ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

第3 応募に関する条件等

1 企業体の構成等

(1) 企業体の構成と定義

企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業で、下記に記載する定義で構成される企業とする。

構成員	本事業を実施するにあたり市と事業契約を締結する共同企業体のうち、設計業務、施工業務、工事監理業務を行う企業
-----	---

※構成員の企業数については特に定めはない。

(2) 代表企業の選定及び構成員等の明示

あらかじめ企業体の代表企業を定め、その代表企業が参加手続を行うこととする。なお、代表企業は企業体のうち、施工業務を担当する企業で管工事において最も大きな施工能力を有する企業とする。

また、構成員については、1社以上は市内業者が施工業務の構成員として参加するものとする。なお、本事業実施にあたり、業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせる際は、市内業者の選定に努めること。

(3) 複数業務の禁止

同一の事業対象個所における「空調設備の施工業務」と「空調設備の工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

ア 企業体の構成員は、他の企業体の構成員になることはできない。また、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の企業体の構成員になることはできない。

イ 選定されなかった企業体の構成員については、本事業契約締結後に選定企業の業務等を受託することはできない。

(5) 構成員の変更及び追加

本事業の募集への参加の意思を表明した企業体の構成員の変更及び追加は 第3・2・(4)の場合を除き認めない。

2 構成員の備えるべき参加資格要件

構成員は、以下で規定する参加資格要件を募集参加資格審査書類の受付締切日に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない構成員の参加は認めない。

また、募集参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

(1) 構成員の共通参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

イ 「平成29・30年度小城市競争入札参加有資格者名簿」（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。

ウ 参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの間において、小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当する者ではないこと。

- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者と認められないこと。
- オ 最近 2 年間の法人税を滞納していないこと。
- カ 最近 2 年間の市町村税を滞納していないこと。
- キ 最近 2 年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ク 第 4・1 に示す選定委員会の選定委員又は選定委員が属する法人と資本面または人事面において密接な関連がある者ではないこと。

（2）代表企業の要件

- ア 代表企業は、佐賀土木事務所管内に本店、支店を有する者とする。
- イ 建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成 29・30 年度 佐賀県建設業者等施工能力等級表の「管工事」かつ「電気工事」の A 級に格付けされていること。
- エ 有資格者名簿の「管工事」かつ「電気工事」に登録されていること。
- オ 平成 20 年度以降に、学校施設とそれに類する施設を対象として 6 室以上または 350 m²以上を元請として空調設備の施工実績を有していること（実績となる業務の発注者は公的機関に限らない）。なお、「学校施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする（以下同じ）。

（3）業務を遂行する構成員の参加資格要件

- ア 「空調設備等の設計業務」を行う構成員の要件
 - ①佐賀県内または福岡県内に本店、支店を有する者とする。
 - ②資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 25 年法第 202 号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
 - ③有資格者名簿の「建築コンサルタント業務」に登録されていること。
 - ④平成 20 年度以降に、学校施設とそれに類する施設の空調設備の設計の元請としての実績を有すること。
- イ 「空調設備等の施工業務」を行う構成員の要件
 - ①佐賀土木事務所管内に本店、支店を有する者とする。
 - ②平成 29・30 年度 佐賀県建設業者等施工能力等級表の「管工事」または「電気工事」の C 級以上に格付けされていること。
 - ③有資格者名簿の「管工事」「電気工事」のいずれかに登録されていること。
- ウ 「空調設備等の工事監理業務」を行う構成員の要件
 - ①佐賀県内または福岡県内に本店、支店を有する者とする。
 - ②資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。

③有資格者名簿の「建築コンサルタント業務」に登録されていること。

④平成20年度以降に、学校施設とそれに類する施設の空調設備の工事監理業務としての実績を有すること。

(4) 参加資格の喪失

構成員が、参加資格確認基準日から最優秀提案者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該企業体としての参加資格を取り消す。ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

ア 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

企業体のうち、1ないし複数の構成員が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えたうえで、企業体の再編成を市に申請し、提案審査書類の提出日の前日までに市が認めた場合。

ただし、残存企業のみで企業体の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本要項に定める構成員の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととする。ただし、企業体のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該企業体としての参加資格を取り消す。

イ 提案審査書類提出日から最優秀提案者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記アと同様とする（なお、「提案審査書類の提出日の前日までに市が認めた場合」は、「最優秀提案者決定日の前日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、企業体のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該企業体としての参加資格を取り消す。

3 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

企業体は、提案審査書類等の提出をもって、募集説明書等（募集要項の他に「要求水準書」、「最優秀提案者決定基準」、「様式集」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

今回のプロポーザル参加に関し必要な費用は、企業体の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出審査書類の著作権は、企業体に帰属するものとする。ただし、市が小城市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった企業体の提案については、市による企業選定過程等の説明以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた

責任は、原則として企業体が負うこととする。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、募集参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 企業体の複数提案の禁止

企業体は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は第3・2(4)の場合を除き、原則として認めない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 スケジュールについて

(1) 募集及び選定のスケジュール

企業体の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに小城市ホームページにて公表する。小城市ホームページのアドレスは、第8・1「情報提供」を参照すること。以下同様とする。

日程(予定)	内容
平成30年6月4日	募集要項等の公表
6月4日～6月15日	募集要項等に関する質問の受付期間
6月4日～6月15日	現地見学会(モデル校)の申込受付期間
6月18日～6月22日	現地見学会(モデル校)予定日
6月20日	募集要項等に関する質問に対する回答
6月21日～6月28日	参加表明書及び資格確認書類の受付期間
7月3日	第一次審査(資格審査及び実績審査)
7月4日	資格確認結果の通知日
7月9日～7月13日	現地確認(対象校全校)の申込受付期間
7月23日～8月31日	現地確認(対象校全校)
7月23日～8月31日	要求水準書等に関する質問の受付期間
適時	要求水準書等に関する質問に対する回答
9月10日～9月14日	提案書の受付期間
10月15日	第二次審査(提案審査)
10月18日	最優秀提案者の決定及び審査結果の公表
11月下旬	仮契約の締結
12月上旬	事業契約の締結

5 応募手続き等

(1) 第一次審査書類(参加表明及び参加資格確認申請書類)の受付

参加を希望する企業体は、参加表明及び参加資格確認申請時の提出書類を提出し、本事業の募集に参加する意思があることを表明するとともに、募集要項参加資格を満たすことを証明す

るための書類を提出すること。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

(ア) 受付期間

平成 30 年 6 月 21 日 (木) から平成 30 年 6 月 28 日 (木) 17 時まで

(イ) 提出方法

持参により提出すること。提出書類は様式順に A 4 版のフラットファイル (色は自由) に綴じ、ファイルの表紙に「小城市立小中学校空調設備整備事業に係る参加表明及び参加資格確認申請に関する提出書類」と記載すること。また、ファイルの表紙に企業体名を記載すること。

提出は第 8・1「情報提供」に示す場所に行くこと。ただし、提出の前に提出日時を電話にて連絡すること。

(2) 現地見学会 (モデル校) の申込

事業内容や募集及び選定に係る事項、その他必要な事項について市の考え方を説明するため、現地見学会 (モデル校) を企業体ごとに開催する。ただし、企業体が決定していない場合は代表企業の条件を満たしている企業とする。

現地見学会 (モデル校) の日時、開催場所及び参加申込み方法は次のとおり。なお、募集要項等の見学会会場では資料を配付しないため、小城市ホームページに掲載している募集要項等を印刷し、持参すること。

(ア) 日時及び場所

日 時：平成 30 年 6 月 18 日 (月) から 22 日 (金) まで

※上記の期間において時間調整を市の方で行う。

場 所：小城市立晴田小学校

所 在 地：小城市小城町畑田 2099 番地

電話番号：0952-73-3226

※事務局の連絡先は第 8・1「情報提供」を参照。

(イ) 参加申込み方法

見学会への参加を希望する企業体は、「現地見学会 (モデル校) 申込書」(様式集 様式 1-2) を小城市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成 30 年 6 月 4 日 (月) から 15 日 (金) 17 時までに、電子メール (ファイル添付) にて申込みをすること。なお、メールタイトルには「現地見学会 (モデル校) 申込 (代表企業名)」と明記すること。

参加申込書のファイル形式は Microsoft Excel®とする。

申込みは、第 8・1「情報提供」に示すメールアドレスに行くこと。また、送付後、申込先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

(3) 募集要項等に関する質問の受付、並びに回答

募集要項等に記載された内容に関する質問を次の要領により受け付ける。

(ア) 受付期間

平成 30 年 6 月 4 日 (月) から平成 30 年 6 月 15 日 (金) 17 時必着

(イ) 提出方法

「質問書」(様式集 1-1)を小城市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。なお、メールタイトルには「募集要項等に関する質問(代表企業名)」と明記すること。

質問書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

提出は、第8・1「情報提供」に示すメールアドレスに行うこと。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

(ウ) 質問に対する回答方法

募集要項等に関する質問に対する回答は、平成30年6月20日(水)までに質問者へ通知する。

(4) 現地確認(対象校全校)の開催

参加を希望する企業体を対象に、対象校全校を対象とした現地確認期間を設ける。

現地確認の留意事項等の詳細は「現地確認(対象校全校)申込書」(様式集 様式1-3)の留意事項を確認のこと。

(ア) 実施期間

平成30年7月23日(月)～平成30年8月31日(金)

(イ) 参加申込み方法

現地確認(対象校全校)を行いたい企業体は、「現地確認(対象校全校)申込書」(様式集 様式1-3)に必要な事項を記載の上、平成30年7月9日(月)から13日(金)17時までに、電子メール(ファイル添付)にて申込みをすること。なお、メールタイトルには「現地確認(対象校全校)に関する申込(代表企業名)」と明記すること。

申込みは、第8・1「情報提供」に示すメールアドレスに行うこと。また、送付後、申込先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

(5) 参考図書(対象校全校分)の貸与

市は、募集要項等の参考図書として以下の書類を、参加表明書を提出した企業体のうち希望者に貸与する。

希望者は「参考図書貸与申込書」(様式集 様式1-4)を提出し、貸与を受けること。なお、希望する際は、DVD-Rを持参すること。

市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

(ア) 参考図書(対象校全校分)の内容

- ①対象校別施設配置図及び各階平面図
- ②対象校別対象教室図示図面
- ③対象教室数一覧
- ④対象校別その他関係図面

(6) 要求水準書等に関する質問の受付、並びに回答

要求水準書等に記載された内容に関する質問を次の要領により受け付ける。

(ア) 受付期間

平成30年7月23日(月)から平成30年8月31日(金)17時必着

(イ) 提出方法

「質問書」(様式集 1-1)を小城市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。なお、メールタイトルには「要求水準書等に関する質問(代表企業名)」と明記すること。

質問書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

提出は、第8・1「情報提供」に示すメールアドレスに行うこと。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

(ウ) 質問に対する回答方法

要求水準書等に関する質問に対する回答は、回答書を作成後、適時、第一次審査を通過したすべての企業体の代表者へ通知する。

(7) 第二次審査書類(提案書等)の受付

企業体は、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等(以下「提案書」という。)を市に提出すること。

提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

また、企業体は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

(ア) 受付期間

平成30年9月10日(月)から平成30年9月14日(金)17時まで

(イ) 提出方法

持参により提出すること。なお、表には「小城市立小中学校空調設備整備事業に係る提案書類在中」と朱書きすること。

提出は第8・1「情報提供」に示す場所に行うこと。ただし、提出の前に提出日時を電話にて連絡すること。

第4 最優秀提案者の選定

1 選定委員会の設置

市は、本事業における最優秀提案者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、小城市立小中学校空調設備整備事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置している。

なお、選定委員会委員(以下「選定委員」という。)については、以下に掲げる者をもって充てる。

副市長	玉島 広司
総務部長	高島 政孝
産業部長	横田 正裕
建設部長	江頭 正秀
市民部長	岡 正幸
福祉部長	熊谷 郁子
教育部長	山口 俊幸
NPO 法人全国地域PFI協会	伊庭 良知
公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構	樋渡 孝三

※本事業について選定委員に接触を試みた者は、参加資格を失う。

2 最優秀提案者の選定方法

本事業の最優秀提案者の選定は、審査は第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。

(1) 第一次審査（資格審査及び実績審査）

第一次審査は事務局が参加表明書や参加資格確認申請書兼誓約書等にて資格や実績の確認を行い、選定委員会が選定する。

(ア) 実施予定日

平成 30 年 7 月 3 日（火）

事務局は、資格審査を行った結果を平成 30 年 7 月 4 日（水）に第一次審査書類を提出された企業体の代表企業に通知する。なお、資格審査の結果、募集参加資格がないと認められた企業体は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができるものとする。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(2) 第二次審査（提案審査）

第二次審査は、第一次審査を通過した企業体から提出された提案書について、最優秀提案者決定基準に従い、市が提案価格の確認及び基礎審査（提案書類における要求水準の達成の確認）を行う。その後、基礎審査を通過した企業体の提案内容について、下記の日程で、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、定量的評価及び定性的評価を行い、本事業の実施に係る提案書の提案内容による技術評価点と価格点による得点が最も高い企業体を最優秀提案者として選定する。

(ア) 実施予定日

平成 30 年 10 月 15 日（月）

(イ) 定量的評価

提案上限額により評価する。なお、提案価格が提案上限額を超えた場合は失格とする。

(ウ) 定性的評価

企業体が提出した提案書等に基づき、事業理念、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての提案内容を勘案して評価する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）実施要領

(ア) 場所

小城市役所 西館 大会議室

(イ) 準備するもの

プレゼンテーション審査にパソコン等の機器を使用する際は、審査対象者が準備することとする。ただしそれらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション審査開始 5 分以内とする。また、スクリーン・プロジェクターは市にて準備する。

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリング

提案書のプレゼンテーションは 20 分、ヒアリング 10 分程度で行うものとする。

(エ) プレゼンテーションの出席者

企業体から 5 名までとし、代表企業から 1 名以上及び予定管理技術者が出席すること。

予定管理技術者がプレゼンテーションを行う方が望ましいが、管理技術者以外の者が行う場合、プレゼンテーションを行った者は本事業の担当を行うこと。

出席者リスト（任意様式）を二次審査の前日までに事務局へメール又はファックスで提出すること。また、出席者リストを提出時には必ず事務局へその旨を連絡すること。

3 最優秀提案者の決定・公表

企業体から提出された提案書を選定委員会が審査し、最優秀提案者を選定する。併せて次点も選定する。市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、最優秀提案者を決定し、決定された最優秀提案者を選定企業として、随意契約により契約を締結する予定である。ただし、提案価格が契約額ではない。

最優秀提案者決定後、速やかに当該企業体の代表企業に対して決定された旨を通知するとともに、採用されなかった企業体にもその旨を通知する。また、審査の結果は小城市ホームページに掲載し、公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

4 事務局

最優秀提案者（以下「選定企業」という。）選定に係る事務局は、次のとおりとする。

小城市教育委員会 教育総務課 施設係

第5 契約の考え方

1 契約の手続き

市は、選定企業決定後速やかに提案書及び要求水準書等に基づき、契約の内容及び契約金額について協議を行い、平成30年11月下旬までに合意を得て仮契約を締結するものとする。ただし、その者と仮契約が成立しない場合は次点になった企業体と仮契約の交渉を行い、仮契約は小城市議会の議決を得たときに本契約となる。

選定企業が、最優秀提案者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

2 契約の概要

事業契約は、提案書に基づき締結するものであり、選定企業が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務等業務に関する業務内容や支払方法を定める。

3 契約金額

選定企業が提出した提案書の内容を精査し、提案した金額を協議の上、契約金額を決定する。

第6 提示条件

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

選定企業は、平成31年8月31日(土)までに、設計・施工業務を完了すること。また、平成31年11月29日(金)までに空調機器の調整を行い、調整完了後、市に引き渡すこと。

選定企業は募集要項及び提案書等により市と合意した内容の業務を確実にを行うこと。

(2) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

選定企業は、市に対して有する支払請求権(債権)を他者に譲渡することはできない。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定企業が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。

2 市と選定企業の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い整備事業を目指すものである。選定企業が担当する業務については、原則として選定企業が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定企業の責任分担は、募集要項等を踏まえた選定企業による提案書等によることとする。

第7 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、設計時、施工時、完了時に選定企業が定められた業務を確実にを行い、要求水準書及び提案書に基づく業務水準を達成しているか否かを確認する。また、市が求める場合、必要に応じて報告書を提出するものとする。

選定企業は事業の実施状況について定期的に報告書を提出すること。

また、第5・1で合意した内容について、変更が生じた場合、直ちに理由書を作成し市へ報告を行うこと。無断で変更した場合、契約金額の変更対象とする。

2 事業期間中の選定企業と市の関わり

本事業は、選定企業の責において遂行される。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

市は、選定企業の代表企業に対して連絡等を行うものとする。

3 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 選定企業の責めに帰すべき事由の場合

ア 選定企業の業務内容が要求水準書及び提案書に基づく業務水準を満たしていない場合、選定企業の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、選定企業に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において選定企業が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記の場合、市は、事業契約に基づき選定企業に対して違約金等の支払を求めることができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定企業は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により選定企業が事業契約を解除した場合は、選定企業は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他市又は選定企業の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定企業は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び選定企業は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記アの規定により事業契約が解除される場合、選定企業は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

第8 その他

1 情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、小城市ホームページを通じて適宜行う。

担 当	小城市教育委員会 教育総務課 施設係
所在地	〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電 話	0952-37-6130
F A X	0952-37-6167
電子メール	kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp
ホームページ URL	http://www.city.ogi.lg.jp/

以下、添付資料を掲載。

別紙 1

番号	学校名	所在地	電話番号
1	桜岡小学校	小城町 166 番地	0952-73-3070
2	三里小学校	小城町栗原 1256 番地	0952-73-3239
3	晴田小学校	小城町畑田 2099 番地	0952-73-3226
4	岩松小学校	小城町岩蔵 1941 番地	0952-73-2555
5	三日月小学校	三日月町長神田 1680 番地	0952-73-2950
6	牛津小学校	牛津町柿樋瀬 922 番地	0952-66-0047
7	砥川小学校	牛津町上砥川 1405 番地	0952-66-0130
8	芦刈小学校 ※	芦刈町三王崎 14 番地	0952-66-0279
9	小城中学校	小城町松尾 4104 番地	0952-73-2191
10	三日月中学校	三日月町長神田 1650 番地	0952-73-2016
11	牛津中学校	牛津町牛津 549 番地	0952-66-0022
12	芦刈中学校 ※	芦刈町三王崎 14 番地	0952-66-0279

※ 芦刈小学校と芦刈中学校は校舎一体型の小中一貫校「芦刈観瀾校」となっている。

別紙 2

番号	学校名	対象室数	備考
		合計	
1	桜岡小学校	12	
2	三里小学校	6	
3	晴田小学校	15	
4	岩松小学校	11	
5	三日月小学校	25	
6	牛津小学校	15	
7	砥川小学校	6	
8	芦刈小学校 ※芦刈観瀾校	15	
9	小城中学校	17	
10	三日月中学校	13	
11	牛津中学校	9	
12	芦刈中学校 ※芦刈観瀾校	9	
計		153	